

# 建設委員会記録

- 1 期 日 平成20年11月19日（水）
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員 委員長 松岡宏道  
副委員長 内田 務  
委 員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、  
中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員

## [土木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監、空港振興課長、港湾企画整備課長

## [都市局]

都市局長、都市技術総括監、都市事業管理課長、都市企画課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

## [企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

## 6 報告事項

- (1) 一般国道487号橋梁整備工事（第二音戸大橋（仮称）警固屋側下部工）における工事請負契約の変更について
- (2) 主要地方道本郷大和線橋梁整備工事（空港大橋（仮称）アーチ部上部工）における工事請負契約の変更について
- (3) 一級河川猿猴川高潮対策工事（25工区）における工事請負契約の変更について
- (4) 県内のダム貯水量及び各水系の状況について
- (5) 全日本空輸（ANA）広島～札幌線の路線再編について
- (6) (株)アーバンコーポレイションに係る再生債権の認否について
- (7) 指定管理者の候補者の選定について
- (8) 建築士法の主な改正内容について

## 7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（井原委員） 1点、お尋ねします。指定管理者の候補者の選定をされていますが、港湾については、港湾部分であるから非公募である、また、住宅についてはPFIという形で施工されたので非公募であるということなのですが、公募、非公募

の違いというのはどこにあるかを、まずお聞かせいただきたい。

○答弁（港湾技術総括監） 公募、非公募の区分は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則で定められております。その内容を説明させていただきますと、「性質もしくは目的または整備の手法に照らして特定の法人、その他の団体に管理を行わせる必要がある施設は公募から除く」となっております。その中で、港湾につきましては、重要港湾であり、地域の物流拠点と考えております。そういう性格がありますので、現在のサービス水準や事業の継続性を確保するため、非公募とさせていただいたということでございます。

観音マリーナにつきましては、現在、港湾管理センターが陸上に給油施設やクラブハウスなどのサービス施設を整備しております。県といたしましては棧橋の整備をしております。マリーナの機能を発揮させるためには、陸上のサービス施設と県が整備しております棧橋を一体的に運用するのが効率的だということで、これも非公募とさせていただいております。

○答弁（住宅課長） 住宅の場合は、いずれも民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる先ほど言われたPFI法ですけれども、それに基づいて民間事業者が整備した施設でございます。このため、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条第2項第12号の規定により公募をしておりません。

○質疑（井原委員） いわゆる条例に基づいているということなのだと思いますけれども、例えば重要港湾はわかります。ただ、その指定管理を受けるものの公募と非公募の違いという話をしたのは、要するに非公募ということは、ある種特例発注という考え方でいいのですか。公募、非公募の違いは、競争性が発揮できない可能性があるけれども、その業務の形態の特性の中でそれを是とする、したがって、候補者は1になるということで理解をしいいのですか。

○答弁（港湾技術総括監） 規則にございますように、特定のものに行わせる必要がある場合とありますので、そのように理解しております。

○質疑（井原委員） それでは、まず港湾部分からお尋ねしますが、ひろしま港湾管理センター株式会社の出資状況、資本構成はどのようになっていますか。

○答弁（港湾技術総括監） 正確な数字は覚えておりませんが、出資状況はたしか50%か51%だったと記憶しております。

○質疑（井原委員） 51%は何ですか。

○答弁（港湾技術総括監） 広島県と広島市です。

○質疑（井原委員） 51%は過半数で絶対株主でしょうし、50%で見ても半々、折半ということで、要するに完全に県の影響下にある法人です。そうすると、この審査を局長以下まさに県の主要なメンバーの方々がされること自体が、いわゆる指定管理者を非公募という形で、候補者を1にしかない形の中で、逆に質問を変えれば、これは指定管理者にする必要があるのですか。先ほどから申し上げている例えば観

音マリーナで言えば、陸上施設を既に事業者が建てている、だから陸上、海上を合わせてトータルでマリーナとしての機能を持たせるためには、それを一体で管理をしなければならないということからいけば、未来永劫これはひろしま港湾管理センターが管理をする、それも仕組みとしては指定管理者である。そうすると、指定管理者というものが県にもたらすメリットは何なのか、ちょっとわからないのですが、その辺はいかがですか。

○答弁（総務管理部長） 公の施設につきましては、地方自治法上、ちょっと正確な条文は覚えていませんが、直営もしくは指定管理者に限られるという法律の改正が数年前にされまして、それから指定管理者制度の導入をしているわけでございます。したがって、御指摘のように、こういう特別な事情があるものについては、原則は指定管理者であるけれども、これは非公募にできるという中で、先ほど申し上げたような理由によりまして非公募施設とするが、あくまでも指定管理者としての位置づけが必要だという法律の体系の中でこういう選択をしていると理解しております。

○意見・質疑（井原委員） だから、直営ないしは指定管理者という形にしかできないということの中で、直営を回避されて指定管理者ということになれば、そこに係る経費が本当に経済的に優位なのかどうかというジャッジをするための明確な数字も含めて示していただかないと、ただきちんとした形で選定委員会がありますという形だけで、結局直営しないことの優位性が示されているという論証は何もないと思うのです。今後の報告といいますか、こういう形で示していただくときには、何を以て優位とするのか、逆に言えば候補者を1にしないこと理由を、ただ条例に書いてあるからとか規定だからという話ではなくて、現実の問題として指定管理の優位性をそこに示していただきたいと思えます。

県営住宅につきましては、先ほど来PFIという話があります。PFIで民間活力を使って施工されたことと、指定管理者の選定が非公募である理由はどのようにつながるのでしょうか。

○答弁（住宅課長） そもそもPFI事業では、その事業を行う構成員を指定して選考をした結果、建物の是非、管理者もどういう会社がやるという構成の中で物事が決まっているわけですから、既にそこができなくなるということならこれは後から公募という話になるでしょうけれども、初めから20年管理をするという基本的な考え方で事業が組んでありますので、これは後から指定管理者制度が追っかけてきておりますので、非公募で指定管理者という形にしているということです。ですから、住宅の場合は、PFI事業が先に進んでいた事例でございます。

○質疑（井原委員） 要するに、PFIで民間施工されました、整備されました。そして、なぜか竣工後直ちに県がそれを買収してしまうという、通常のPFIでは考えられない手法でこの公営住宅は県が直接の所有者ということで移管されています。今、現実の所有者はPFI事業者ではないと思えますが、そのことが正しいかどうか

かを教えてください。

- 答弁（住宅課長） 当然県の所有物でございますが、管理は指定管理者の管理でございます。
- 質疑（井原委員） ちょっとどうもかみ合わないのですが、当然県の所有物であるということですが、それでは、なぜPFIでやったのかという話になるわけです。そこで管理者も規定されて20年間管理する、そして結果として出てきたものが、管理者は指定管理という形で、ある意味では当然20年間管理をすることの権利を留保しながらその事業を継続していく。これでは全く競争性を発揮させない、まさに指定管理者制度そのものが要らないのではないかと思わざるを得ないのです。どうしても指定管理で管理しなければいけない、しかしそこに経済的な部分の優位性を含めての競合性も何もできない状態で指定管理という形で示されることが非常に不可解きわまりないと思うのですけれども、これはどのように考えればいいのでしょうか。
- 答弁（住宅課長） 先ほどから申し上げているとおり、住宅の場合は指定管理者制度が後追いになってきており、先にPFI事業として設計をする者、施工する者、その建物を管理する者、こういったメンバーでこの事業をしますという構成員を選定して、決まった構成員の中で分担をして設計施工、それからでき上がったら管理は管理をする者として構成員の中のメンバーがやるという内容で選定しているわけです。結局それが後から指定管理者制度の適用になりましたので、管理をする者を指定管理者として選定をしている、追認をしているという形でございます。
- 質疑（井原委員） 最後にしたいと思います、PFIで管理まで規定している中で、それを先ほど申し上げたように竣工後直ちに県が買い取るという、いわゆる民間の経済力を使って、ある意味で言えば資金需要に対してその資金負担を平準化するための一つの手法として提示されるべきPFIが、大きな意味での資金需要を瞬間に全く消滅させてしまった上に、管理の権利だけを民間がそのまま既得権益のごとくやっていく今のような買い戻し主義のPFIによる公営住宅の建築については今後絶対にしないでいただきたい。やはりそのことを教訓として持っていただきたい、このことについてだけ確認させていただきたいと思います。
- 答弁（住宅課長） 今まで県でPFI事業をしましたのは、上安住宅においては、非常に大きな敷地がございまして、その全部を公営住宅として利用するのではなく、その他の活用を考えるとということで、土地の活用についての民間の意見を聞き、その提案を受けて、ある部分には民間が福祉施設を設置しております。坂のPFI事業につきましては、保育所を併設しまして、子育て支援住宅という枠組みの中で民間のノウハウを取り入れて行ったということですから、単純に県営住宅をつくるためだけのものをPFIでやっているわけではございません。そういった新たな要素を加えたものにつきましてPFI事業という形で実施しているわけです。
- 質疑（吉井委員） 私の方からも何点か聞かせてほしいと思います。  
先ほど井原委員の方からありました非公募と公募の違いということで、説明中に

もざわざわしていましたが、先ほどの説明では公の施設だから非公募である。これはあくまで指定管理者の位置づけの中で公の施設なのでこういう形をとったということですね。ですから、要するにこれは、質問が重複しますが、1社だけに限って、おたくはどのような額で管理するか出してみなさいというようなやり方でやるのが非公募なのですか、それとも同じような管理ができるところへ、例えば相見積もりで2つぐらいに聞いて、それだと比較論が出るはずですけども、最初から1つだけをお願いしたのか、また、いろいろ事前調査を行ってここにしようというようにやったのか、その辺はどうなのでしょう。

○答弁（総務管理部長） 先ほど申しましたように、県が設置をしております公の施設の管理は、従前は民間を除いて例えば県が出資している法人とかに委託ができるという規定がございました。これが法改正によりまして指定管理者もしくは直営という形になったということで、要するに随意に委託をするという方式がなくなったということです。その中で、そうはいいながら特例的にその施設の性質であるとか、あるいは指定手続条例に書いてありますけれども、目的であるとか整備の手法、これによって管理者を、非公募というのは1社に限定するとされておりますから、その管理ができる者を指定管理者とすることができるという規定を設けているわけです。したがって、従前の出資法人への委託にかなり近いものはございますけれども、法体系ではあくまでも指定管理という整理になっております。

○質疑（吉井委員） 先ほど最後の部分で指定管理は出資法人の指定に近い部分があるとおっしゃったので、私は何となくそれなら理解ができるのです。ただ、これは比較ができないから前回とどこがどうすぐれてどうなのかということが、ほかと比べて全然わかりません。特に一つ言いたいのは、記憶に新しいかどうか、この問題については予算特別委員会でも大分質問させていただきました。本来の指定管理者のあるべき姿という議論をしても今のような話が前段にあると、もうこれは通用しないと思うのですけれども、それでは、4つともそうなのですが、点数など比較するものがないから非常に難しいのですけれども、経費節減については、本来なら指定管理者というのは、低い価格で最大の効果を出す、よりサービス面で高価なものを提供してもらうということが目的だろうと思うのですが、例えば港湾施設における管理経費の縮減の項目では30分の20点です。これについては、前回の契約時と今回の契約時と金額の差で言うと、今回は高いのですか、低いのですか、一つずつ説明してください。

○答弁（総務管理部長） 管理費用基準額につきましては、ここに掲げております施設については基本的に前回の基準額をベースに算定しております。恐らく前回の契約ベース分を下回っていると理解しておりますけれども、今回審査するに当たっては、前回の指定管理中の管理費用基準額をベースに評点しておりますので、それ以上上がっていれば経費節減効果がないわけですから、評点が低くなりますので、基本的には下がっていると理解しております、同額もしくは下がっているということ

です。（「金額を教えて」と言う者あり）

○答弁（住宅課長） 金額的にはちょっと今お答えする数字を持っておりませんが、指定管理の最初の3年間において、エレベーターの故障がありましたが、これについては最初に金額をカウントしておりませんので、その分だけは高くなっていると思います。

○質疑（吉井委員） 私が何を申し上げたいかといいますと、予算特別委員会のときに私がピックアップした施設は、このたび年度が始まる前の予算の審議のときに3年契約が切れたら1年目が始まる指定管理者ということで相当な予算が組まれていたと思いますが、軒並み前回の金額から下がっているわけです。安くなって結局参加者がなくて、1社しか応募がないからここにしましたといったことがあったわけですが、今回は違います。非公募だからおたくがやってくださいというやり方で、これを今、私は勉強不足ですが、ああ、こういうやり方もあるのだなと思ったのですけれども、その中で先ほど言いましたように、予算特別委員会のときには軒並み金額が下回っているのに、もしこの4つだけが金額が同じとかふえていたらこれはどう説明するのかという思いです。だから、それが聞きたくて質問したのです。今数字を持ち合わせていないということでもありますので、それはまた委員長、後日でいいですから対応していただければいいと思うのですけれども、問題は、仮に港湾施設については、最初から株式会社ひろしま港湾管理センターがいいと思うからここに出させましたということですが、それでは、ここにかわるようなところはほかには実際もうないのですか。

○答弁（港湾技術総括監） ひろしま港湾管理センター以外に適格性のある者はいないと考えております。

○質疑（吉井委員） それならそれでいいのです。ただ、問題は、そこしかないのであれば、先ほど言いましたように委託先が現実にはないわけでしょうから、当局から見ればここ以上にすばらしいところがないのであれば、金額的な部分ですが、向こうが金額を出したら、そのまま言いなりになるのではないのですか。サービス面も含めてですけれども、私が一番問題としているのは、比較ができないから先方の出しとくるままになるのではないかということが言いたいわけですが、どうですか。

○答弁（港湾技術総括監） 相手方に募集の話をさせていただくときは、私どもの方も事業計画をすべてつくっておきまして、それで額を算定しまして、対応可能かという話でいきますので、相手方が好きな金額で、これでやるからというようなものではございません。ですから適正な価格をはじきまして、それで交渉するというようなやり方です。

○要望・質疑（吉井委員） 最初からそう言ういただければ、そういう形の進めぐあいなのでしょうが、あくまで一般公募のときなどによくやるように、管理費はここまですというところのラインがやはりあるという説明ですね。繰り返すようですが、一つ残念なのは、それにまさるとも劣らないと言えない他の方向で比較ができ

ないということについて非常に私は、言葉だけが指定管理者で中身はそういうことなのでしょうけれども、一般公募と比較することはなかなか難しいですけれども、そこらあたりは指定管理者制度というものの根本も踏まえて、ひとつ公平、公正な形で税金を使っていたいただきたいと思います。

住宅の方は、また私もいろいろ意見がありますが、先ほどの質問に重複しますから繰り返になりますけれども、今の話だと結局PFIで建ててしまったら将来20年間ずっとそのまま管理者として契約するわけですか。

○答弁（住宅課長） 当初の基本的なスキームが20年ということがございますが、今の構成員の管理をする者がいろいろな事情があってできないということがございましたら、これは新たに指定管理者を公募して選定するということになります。

それと、先ほどの港湾の関係でお尋ねになった件でございますけれども、管理費については我々が算定したもので了解をもらっているということでございます。

○質疑（吉井委員） 要するに、住宅にしても20年間なら20年間のうちに先方がお断りに来ない限りはこのままでいくという解釈でいいのですか。

○答弁（住宅課長） そうでございます。

○要望（吉井委員） この問題については、きょう4件あって港湾管理課と都市局と両方に分かれておりますので、なかなか統一したような質問にならないのでちょっと混乱しておりますが、先ほども話をしましたように、税金を投入して管理をしていただくわけでありますので、そこらあたりは数字の方でも若干費用についても触れましたが、だれがどう見てもそうであろうというような形でないと、公平な立場の皆さんにとって非常にふぐあいが生じてはいけないと思うわけであります。そのところだけひとつお願いをして、質問を終わります。

○答弁（都市技術総括監） 先ほどPFIは競争性がないということでしたが、基本的にジョイントベンチャーで管理も建設もあわせて競争の中で業者を選んだというシステムになっています。管理については20年間我々が適正に管理していきますということで、この額でやっていただくということで持ち込んでいるものでございます。それを上安住宅が平成17年ですから、まだ2～3年しかたっていないところで、それでは違いますというような話ではPFI上不都合が生じるだろうと思います。このたび審査をして、将来については、場合によってはあり得るかもわかりませんが、先ほど課長が答弁しましたように、今の状況ではこういうPFIと指定管理者の制度の中で動いていくという形でやっておりますので、御理解いただきたいということです。

○質疑（砂原委員） 先ほどからPFIのことでいろいろ質問がありました。再度確認しますが、坂の県営住宅については指定管理者制度を導入されていますが、その理由は何ですか。

○答弁（住宅課長） 先ほどもお答え申し上げましたが、これは坂町との合築による子育て支援住宅で、保育所を併設して子育て支援をやっているということで、そこ

- の部分について民間事業者のノウハウを取り入れているということでございます。
- 質疑（砂原委員） 今のは質問に対する答えになっていない。P F I と指定管理者がどうなっているのかという質問をしているのです。上安住宅は確かにP F I でやり、指定管理者が20年続くということになっているが、坂住宅は指定管理者としては外しているはずです。それがどういう理由でそうなったのかということを知っているのです。
- 答弁（住宅課長） 先ほど申し上げましたのは、坂住宅は整備を3期に分けております。第1期のときに、これはP F I 事業として、先ほど申し上げましたように子育て支援住宅という形で保育所を併設してやる、当然全体の絵図はかいておりますけれども、1期分、1番目に……。
- 質疑（砂原委員） いや、指定管理者として外れたのはなぜかと質問している。
- 答弁（住宅課長） 当初のP F I 事業につきましては管理者も含めた構成員ということでしたが、その次については指定管理者制度が既に動いていたということで、指定管理者については公募しております。
- 質疑（砂原委員） その理由は何か。
- 答弁（住宅課長） 管理を含んだP F I 事業が1期で、2期については、既にベースになる県営住宅の管理を指定管理者が行うという形で公募するという部分がありましたので、指定管理による管理部分を除いてP F I 事業を行っています。
- 質疑（砂原委員） ちょっと話がかみ合わないのですが、広島県で行っているP F I 事業で本当のP F I 事業は吉島ボートパーク一つなのです。これは先ほど井原委員が言ったように、民間がお金を出して民間が20年間管理することで資金回収していくというシステムを使っている。ところが、上安住宅も入札するときいろいろな問題があった。ちょっと確認してみますけれども、坂住宅の第2期の応募者は何者ありましたか。
- 答弁（住宅課長） P F I 事業の応募は1者でございました。
- 質疑（砂原委員） 結局これは裏で随契ではないかという意見があつたときもさんざん出たわけです。だからP F I 事業は今後、指定管理者制度があるのであればもうやめてほしい。ボートパークのように民活で県が竣工後一括買い取りというような制度をしないのであればP F I 事業をやってもやらなくても結構ですが、これはおかしい、制度的にも狂ってきている。P F I 事業と指定管理者制度がリンクしないのです。それをきちんとやっているのはボートパーク一つです。だから、今後こういうP F I 事業というのはぜひともやってほしくないし、もしやるのであれば吉島ボートパークのように資金は民間に出させる。県がその施設を瞬時に買い取るなどということは非常にルールとしておかしくなっていくから私はやってほしくないと思いますが、いかがですか。
- 答弁（都市技術総括監） おっしゃるとおり日本版のP F I 事業というのはいろいろございまして、確かにイギリス等でやっているものは補助金体系の中でのP F I で

ございますので、若干違います。ただ、日本版において広島県がやっているタイプが、間違っているものだという事ではございません。ただ、おっしゃるとおり、いろいろな中で一つの形としてやっております。それと、先ほど言いましたように、PFIを導入した後に指定管理者制度ができましたので、それとの整合性の中で少しぐしゃくしたところは当然ございます。このたびもそのようになっております。

そういう中でやってきているところがございますので御理解いただきたいのと、今後、おっしゃるとおり、本来のPFIにできるだけ近いところということがあるうと思います。そういうところは当然考えながらやっていくということで、今、もう県営住宅の計画はそんなにないのですけれども、県営住宅はやりませんというわけにはいきませんが、そういうところの情勢の変化ということは当然考えながらやっていくということになろうと思います。

○質疑（砂原委員） それと、少し話がずれますが、先ほどの指定管理者は例えば20年続けてやるとおっしゃいましたけれども、指定管理者が事故を起こした場合はどのように考えておられますか。

○答弁（住宅課長） 事故というのは、どういったことかとちょっとわかりませんが……（「不祥事、倒産よ」と言う者あり）

○答弁（住宅課長） 県営住宅で不祥事ということ、不適切な事業をしたということになれば、当然それはやめさせるというような話になることもあると思います。

○質疑（砂原委員） この間、県営住宅で指定管理者が起こした事故がありました、その辺はどういう処分を考えておられますか。

○答弁（住宅課長） 先日の不祥事というのは、一徴収員が着服をしたということでございまして、これは会社ぐるみでやったものではございません。会社自体も、そういったみずから罰を科して降格人事をしたりもしておりますし、研修をし、適切な管理に向けての努力をしている。ということで、特に会社について指定管理者をやめさせるということは考えておりません。

○質疑（高山委員） 先ほど井原委員から、PFIはやめていただきたい云々の話がありました、その答弁がないのですが、これは今後どうなのですか。

○答弁（都市局長） 今後PFIを続けるかどうかということでございますけれども、現在そういう計画は頭の中にはありませんが、将来いろいろな面からまたPFIという議論があった場合には、今、皆様方から指摘されているような不適切なことがないような方向でやっていきたいと思っております。今後やるかどうかについては、はっきりやりませんとは言いきれませんが、もしやるとなれば、先ほど申し上げましたように皆様方から指摘されているようなことを反省しながら、以後このように委員会で委員の方々から質問がないような格好でやっていきたいと考えております。

○質疑（浅野委員） 住宅の問題がいろいろございましたが、委員長のもとで横浜の高齢者の優良賃貸住宅等の視察に行っていました。そこで1点、指定管理がいろいろ行われているのだけれども、高齢化に伴う県営住宅のバリアフリーの問題、そ

れから人口減少等に伴ういわゆる既存のストックのリニューアルや再構築、これは大きい課題ですし、それからより優良な住宅を供給するということは県の責務であるわけです。そういう観点から、いわゆる老朽化した住宅あるいはバリアフリーになっていない住宅、それから高齢化に対応したいろいろな形の、例えばコミュニティーとの共生を図るとか、先ほども保育所の話がありましたけれども、そういう住宅政策というものは今から非常に重要な問題になると思うのです。これは国の政策もそういう方向に向かいつつあるだろうし、いわゆる昔の住宅都市整備公団などの整備の方針もそうようになってきているわけですが、県として、ストックとして非常に老朽化しつつある県営住宅をどうやっていくのか、これについての方向性がはっきりできていないと思います。るる言いましたが、この点についてはどのように考えていらっしゃるのか、御答弁いただきたいと思います。

○答弁（住宅課長） 現在、老朽化した公営住宅、県営住宅でございますけれども、これについては、広島においては現在、吉島住宅の建てかえ、宮ヶ迫住宅の建てかえを行っています。平屋、2階の建物のところにつきましては、ほぼ完了しているところでございます。外壁が劣化しているというものや、電気容量が不足しているというものにつきましても順次整備を進めております。新たな高齢者コミュニティーというようなお話もございますが、現在高齢者のそういった住宅対応は民間の、高優賃と俗に言いますけれども、この高優賃の制度を使いまして、これは建設費の補助や昔の住宅金融公庫の借入残高の利子補給などで、市町の事業について県が支援するという形のものをしております。それと熊野町にも高齢者の住宅を熊野町とあわせて整備しており、そういったモデル的な住宅対策を行っています。

○質疑（浅野委員） 当面のいろいろそういう取り組みがあるということはよく理解いたしますが、県下全体で県営住宅は今、何世帯あるのですか。その全体の方向性はどうなっているのですか。これは高齢化という問題だけではありません。例えば優良な住宅を供給していくという県民のニーズにこたえていく面からも、とりあえず1戸を2戸にする、2戸を3戸にする、そういう問題と、それから高層の住宅にエレベーター等がないという問題、そのほかにももろもろの、先ほど言った外壁の問題や内装の問題もあれば給排水の問題等たくさんありますけれども、これは相当な事業です。国もこれに力を入れている、住宅政策として物すごく力を入れざるを得ない。そういうことを私は言っているわけであって、当面のそういうことは当然やらなければいけないことですから、このことについては、これはやはり都市局長か、そのあたりで答弁いただきたいと思います。

○答弁（都市技術総括監） まず正確な数字は把握しておりませんが、全県下で市、町、県営住宅で4万5,000戸程度でございます。県営住宅は1万7,000戸、残りが市営、町営の住宅でありまして、そのうち広島市が1万ちょっとくらいです。県営住宅につきましては、先ほど言いましたように、いろいろな面で既存の住宅の高齢者のための高齢者改築等を行っておりますし、新しく建てかえも行ってまして、

カンピラといって、昔の平屋建ての、今ではないような建物がありました。県営住宅についてはほとんど改修しているということでございます。問題は市営、町営の住宅ですが、これを今からいろいろやっていただくということですが、少しおくれております。おっしゃるとおり、移行していくのがちょっとおくれておりますので、県営のやり方に倣っていろいろと指導なり助言しながらやっていくといったことになろうかと思えます。

○要望・質疑（浅野委員） これはもう少し視野を大きくしていただきたいのです。というのは、例えば高齢者の場合は介護を必要としている、介護サービスを受けるそういう方々がもう本当にふえてきているということと、それからやはりエレベーターの設置がないということは、もうこれは致命傷なのです。歩いて上がることができなくなってきているわけです。それでは低層におりればいいといっても限度がある。そういう意味からももう少し視野を広げた取り組みを、これはぜひお願いしたい。これは引き続いて議論していきますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

それで議論を別の問題に変えさせていただきますけれども、これは同じくマンションにかかわることですけれども、先般アーバンコーポレーションが、先ほども報告があったけれども、港湾のみならずさまざまなまちづくりに参画しておられて、その中核を占めていた。例えば、広島大学の跡地、福山であれば駅前のもっとも重要な再開発と言われている伏見町等でありますけれども、例えば伏見町に関して言えば、幾つかの法律がかかっている。公共関与のまちづくり、つまり再開発であるわけですけれども、福山の駅前周辺で言いますと、これは都市再生法、緊急5カ年だったと思えますが、実際にそういう中での事業の中核に位置づけられている。それから再開発そのものは公共事業についていろいろな助成が行われている。それから事業の認定も、基本的にはその事業の中身を審査し、それに認定を与えていくのはどうしても公共にならざるを得ない。そういう部分からこのアーバンコーポレーションの問題は非常に重要な都市政策の問題を喚起していると思うわけです。

先般も商業棟を開発するアーバンコーポレーション傘下のアーバンコミュニティと丹青社という2つの業者が撤退を宣言した。そのことによって伏見町一帯のまちづくりはほぼ壊滅的な打撃を受けたと私は見ております。そういう公共が関与する、少なくとも駅前の一等地の再開発と言われるまちづくりの最重要ポイントについて、今回余りにも危機管理ができなさ過ぎた。御承知のようにこれは世界的な問題と言われているけれども、この中にとどまらない。今後地価や、あるいは株が下がってくることによって資産がどんどん劣化していく。そのことは、ひいては建設行政に大きな影響を与えるわけですから、そういう部分について今回まちづくりとのかかわりでこのアーバンコーポレーションの破綻をどう受けとめ、今後どう対策を立てていくか、これはいろいろな問題を含んでいます。金融の問題もありますけれども、それについて今後どう対応するか、お答えを願ひたいと思えます。

○答弁（都市技術総括監） 先ほどのアーバンコミュニティ、伏見町地区ですが、これにつきましては、新聞等でそういったことで一応商業パートナーから撤退するというところでございます。そういうことで、我々としても決して、あの再開発については民間なので傍観しているということではございません。当然、直接的ではありませんが、市を通じていろいろな情報を把握いたしております。今後は、まだ事業者等もあり、準備組合の方で協議していくということになっておりますので、市とも緊密に話をしながら注視をする、今のところそういったことになろうかと思えます。

○質疑（浅野委員） 当面はそれで結構ですけれども、私が言いたいのは、少なくともまちづくりに関与しているという場合は、やはり公共としてそういう開発の中心の部分の業者についてきちんと危機管理をしておかないといけないということです。だから、これは後になってしょうがないのですけれども、そういう意味からしっかりと、今のような情勢になってくると、これは1社だけにとどまりません。例えば、ほかの再開発等にかかわっている場合でもあり得る話ですから、そのところをきちんと対応していかないと、まちがつかれません。それについてはどういう対応をされるのか。

○答弁（都市技術総括監） 今までも県内でそういう破綻まで行きませんが、再開発で一時停滞したといったような事例はございます。そうした意味で、いわゆる事業認可のときに、この事業が成り立つかということは非常に重要なポイントでありまして、業者の構成など、我々のできる範囲で当然チェックをいたしております。ただ、今回の話につきましては我々も急な話ですので非常に心配をいたしております。今までにない話でございます。これは委員御指摘のとおり我々ももう少し業者の構成や考え方について事前に情報収集なり、場合によっては助言なりを、今まで以上にする必要があろうと思っております。

○要望・質疑（浅野委員） それでは、再度要望でありますけれども、御承知のようにこれはアメリカ発の住宅バブルが崩壊した。もちろんそれはいろいろな偽装や、詐欺まがいの行為が行われていたということもありますけれども、金融が破綻した大きな原因の中に住宅価格の長期的な上昇傾向が一举に下降に向かった、こういう問題が非常に大きいと言われております。今、日本も同じような状況に陥りつつあります。広島でも同じ状況になりつつあるわけであって、その部分においてきちんとした指導を行政がやっていかないと、今言ったように次から次への連鎖が起こってくる可能性があります。これは第一には、やはりそういう開発をしっかりと見ていかなければいけないということです。そういった意味から、ぜひ公共事業という部分もありますので、どうフォローするか、これはしっかりと対応をお願いしたいと思います。

最後になって申しわけないのですが、私の会派で今ひとつ議論になっていることがございます。それは全日空の札幌便の将来的な問題ですけれども、これはいろいろな理由があるようです。燃油の高騰の問題や、あるいは乗る人が少なくなっている

るという問題があったようですけれども、聞けば羽田に路線を集めて羽田から飛ばすというような方向性を経営の観点から考えているようです。これは中国地方では岡山も広島も同じような状況になると思いますけれども、広島空港全体で見たときに札幌便がなくなるというのは非常に大きな影響を与えると思います。やはり撤退はしないでほしいと、こういう明確な要請、要望をきちんとやっていかなければいけない内容だろうと思います。県民に対しても大変大きな不便をかけるわけですから。これについては空港港湾部としてはどう取り組まれるのか。

○答弁（空港振興課長） 札幌便につきましては、御承知のとおり非常に大切な路線だと思っております。そういうこともございまして、事務的にも事あるごとに全日空に対してはお願いをいたしておりますし、知事、副知事にも直接本社の方へ伺って存続のお願いをさせていただいております。

○要望（浅野委員） これは社内的な理屈が先に通ったのでは困る。やはり公共交通機関である以上、しかも空港を整備した、大変なお金を投入して整備した以上その採算の問題にもかかわってくるわけですから、やはりこれは行政の一つの大きな使命としてしっかりと会社側を説得して、そういう方向にならないように最大限の努力をしていただきたい、このことを要請して終わります。

（指定管理者の候補者の選定に係る施設の管理経費の節減状況について資料要求があり、委員会に諮って要求することに決定した。）

(4) 県内調査についての協議

第2回目の県内調査を1月21日（水）の1日で実施することが決定され、詳細な日程は委員長に一任された。

(5) 閉会 午後0時